

定時評議員会議事録

1. 開催 日時 平成 29 年 6 月 29 日 (木) 午前 11 時 00 分
2. 開催 場所 静岡市駿河区登呂三丁目 1 番 1 号
静岡 新聞放送会館 10 階会議室
3. 評議員の総数 7 名
4. 出席した評議員数 6 名
内訳 河野 誠 (議長兼議事録作成者)
北村 敏廣・杉田 豊・小和田 哲男・杉浦 靖彦、鍋倉 伸子
出席した監事数 1 名
内訳 芝田 佳明
5. 議長選任の経過

定刻、事務局より定款に議長選出の規定がない為、当会の議長として河野 誠評議員を議長候補とする旨を議場に提案したところ出席者全員の賛同を得た為、河野 誠を議長に選出。議長は、当評議員会は評議員過半数の出席により、決議に必要な定款第 18 条第 1 項の定足数を満たしており本評議員会は適法に成立した旨を宣言した。

続いて議長は定款第 19 条第 2 項の規定により議長と出席した評議員のうち 1 名が議事録署名人となる旨を述べ、北村 敏廣評議員を議場に提案したところ出席者全員の賛同を得た為、北村 敏廣を議事録署名人に選出の後、議案の審議に入った。また、本日の評議員会には業務執行理事渡辺 忠晃が同席した。

6. 議案

- 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告書並びに収支計算書等の承認の件
- 第 2 号議案 理事改選の件
- 第 3 号議案 公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団 「個人情報取扱規程」「匿名加工情報取扱規程」等承認の件

7. 議事の経過及び議案別議決の結果

- 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告書並びに収支計算書等の承認の件

議長は本件を上程し、議案の説明を業務執行理事渡辺 忠晃(以下事務局という)に求めた。事務局は平成 28 年度事業報告書を説明し、収支計算書類等を一括朗読し詳細な説明を行った。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。監事は、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を適正に表示していて、業務執行も適正に行われているものと認める旨を報告した。

議長は、本件の承認を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

第 2 号議案 理事改選の件

議長は本件を上程し、議案の説明を事務局に求めた。定款第 25 条第 1 項、第 21 条 1 項により本定時評議員会終結をもって理事全員が任期満了し退任することになるので、その改選の必要がある旨を述べ、理事会より理事候補者の上申があったのでご審議願いたいと報告した。議長はこの案を議場に諮ったところ、満場異議なく賛同したので、再度議長は下記の者を理事に選任することを議場に諮ったところ満場一致をもって全員を承認可決した。

- (重任) 大石剛、渡辺忠晃、鈴木善彦、小野田全宏、和田秀樹、松井妙子、
落合偉洲
(就任) 大村治

第 3 号議案 公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団 「個人情報取扱規程」「匿名加工情報取扱規程」等承認の件

議長は本件を上程し、議案の説明を事務局に求めた。事務局は 5 月 30 日に「個人情報の保護に関する法律」が改正施行された。法改正の主要点は、①新たに「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」の導入。②個人情報の第三者提供とその受入れの厳格化が図られた。③事業活動に個人情報データベース等を利用するすべての事業者が個人情報取扱事業者となり、法律の義務規定が課されることとなった。④個人情報本人からの訂正等の要望が「請求権」として認められ、訴訟等に関する条文が設けられた。⑤罰則が強化された。⑥マイナンバーと合わせて 2 つの法律を監督する機関として「個人情報保護委員会」が設置されたこと。の 6 点であり、また、これに伴い「個人情報管理規程」「匿名加工情報取扱規程」の整備が必要となり、あらたに作成した 2 種類の規程及びプライバシーポリシーを 5 月 30 日付けで施行したいと報告した。議長この案を議場に諮ったところ、満場異議なく承認可決した。

7. 報告事項 ①災害救援活動への助成支援事業について

議長は本件を上程し、説明を事務局に求めた。事務局は 3 月 30 日に行われた評議員会で、これまで行ってきた日本赤十字社へ寄付全額を贈る「義援金」の他に、県内のボランティア団体の被災地支援の活動を応援する「支援金」を新設してはどうかとの提案があり、全員が賛同し、定款第 29 条 1 項により理事会へ判断が委ねられた。公益認定移行時の申請内容とも関連があり、県教育委員会と協議したところ、義援金を日本赤十字社への全額寄付することのみが内閣府のガイドラインに明記されており、当財団が独自に支援金事業を行うことは公益認定制度を否定することとなり、認定の取り消しを含め大きなペナルティ

を覚悟しなければならないことがわかった。また、税額控除上の問題として、仮に残金や募集期間終了後に追加で来てしまった支援金などがある場合、返金不可の状況で複雑な残金処理を行わなければならないことや、これらを行った説明を収納団体の責任として行わなければならないなど想定外の指摘をうけた。

定款第 37 条 1 項により当財団の公告は電子公告で行うこととなっている。

そこで、今後災害救援活動への助成支援を行う場合、当財団のホームページなどでの公告に県内のボランティア団体が支援金を集めている旨を必ず表記するなど支援する方式をとりたいと理事会に提案し全理事の承認を得た。

議長はこれに関し質疑及び意見の開陳を求めたが、特に発言者がなく、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認した。

②代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

議長は、この報告を事務局に求めた。事務局は別紙に記載の通り代表理事及び業務執行理事の職務執行状況を報告した。議長がこの報告を議場にはかったところ、全員異議なくこれを承認した。

議長は以上をもって本日の定時評議員会の議案の審議は全て終了したことを告げて閉会を宣した。時に午後 0 時であった。上記議事の経過の要領及び、その結果を明確にするために、議長、議事録署名人において、次に記名押印する。

平成 28 年 6 月 29 日

公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団定時評議員会

議長 河野 誠



議事録署名人 北村 敏廣

